

定 款

社会福祉法人 長崎慈光園

社会福祉法人 長崎慈光園定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- | | |
|-------------|--------------------------|
| (イ) 障害者支援施設 | 第一長崎慈光園の経営 第二長崎慈光園の経営 |
| (ロ) 障害児入所施設 | 第四長崎慈光園あすなろの経営 |

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業の経営

- | |
|--------------------------|
| 短期入所事業（第一長崎慈光園短期入所） |
| 短期入所事業（第二長崎慈光園短期入所） |
| 短期入所事業（第四長崎慈光園児童短期入所） |
| 共同生活援助事業（共同生活援助事業所 すてっぷ） |
| 就労継続支援 B型事業 |
| 生活介護事業 |
| （多機能型事業所 ぶろーど） |

(ロ) 相談支援事業の経営（相談支援センター あしすと）

(ハ) 児童福祉サービス事業の経営

- | |
|-------------------|
| 児童発達支援事業 |
| 放課後等デイサービス事業 |
| 保育所等訪問支援事業 |
| （こども発達支援センター ホープ） |

(ニ) 生計困難者に対する相談支援事業（生計困難者レスキュー事業）

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人長崎慈光園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等、東彼杵郡内において生活上の困難を有する知的障害児者及びその家族を対象として支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供する

ものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を長崎県東彼杵郡川棚町小串郷1956番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員8名を置く。

- 2 前項の評議員数に欠員が生じた場合に備え、2名の補欠評議員を置くことができる。
(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が5万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予想外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定期評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合、臨時評議員会を開催する。

(招集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わること

ができるものに限る。) の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録は、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 7名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した

前任者の残任期間の満了する時までとすることができます。

3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第25条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第26条 運営協議会の委員は6名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第27条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、理事会を招集する。
- 3 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が、理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について、異議を述べたときは除く。）は、当該提案の可決及び理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、当該理事会に出席した理事長及び監事が、記名押印しなければならない。

第7章 役員等の損害賠償

(責任免除及び限定)

第36条 法人は、理事及び監事の社会福祉法第45条の20第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第8章 資産及び会計

(資産の区分)

第37条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第38条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、長崎県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、長崎県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第42条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第43条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第44条 予算をもって定めるものほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第9章 公益を目的とする事業

(種別)

第45条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 就労支援助成事業
- (2) 障害者委託訓練事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第46条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第10章 解散

(解散)

第47条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第11章 定款の変更

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、長崎県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を長崎県知事に届け出なければならない。

第12章 公告の方法その他

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、社会福祉法人長崎慈光園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第51条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

| | |
|-------|-------|
| 理 事 長 | 竹内 清吾 |
| 理 事 | 坂田 重保 |
| 〃 | 中村 弘海 |
| 〃 | 井上 靖 |
| 〃 | 宮川伊喜松 |
| 〃 | 西村 金造 |
| 〃 | 本田 佳馬 |
| 〃 | 本多 重利 |
| 〃 | 眞島 康平 |
| 監 事 | 川久保年江 |
| 〃 | 植木健次郎 |

附 則

(施行期日)

この定款は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次表左欄に掲げる規定は、右欄に掲げる日から適用する。

| | |
|-----------|--------------------------|
| 第6条 | 長崎県知事によるこの定款の認可を受けた日 |
| 第16条～第23条 | 施行日後、最初に招集される定時評議員会の日の翌日 |
| 第25条～第36条 | 同上 |
| 第40条～第51条 | 平成28年度から |

定款変更認可 令和4年3月3日

I. 土地

| 番 | 所 在 地 | 地 番 | 地 目 | 表 示 | 地 積 |
|----|-------------------|---------|-----|-----------------|--------------------------|
| 1 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1956番 1 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 6,081.63 m ² |
| 2 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1966番 1 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 967.56 m ² |
| 3 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1970番 1 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 118.87 m ² |
| 4 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1973番 1 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 228.80 m ² |
| 5 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1962番 2 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 315.79 m ² |
| 6 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字宮田 | 1849番 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 144.62 m ² |
| 7 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字宮田 | 1850番 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 229.87 m ² |
| 8 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1965番 3 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 128.03 m ² |
| 9 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1962番 3 | 宅地 | 第三長崎慈光園 敷地 | 1,191.24 m ² |
| 10 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1965番 2 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 276.70 m ² |
| 11 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1977番 2 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 469.25 m ² |
| 12 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1964番 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 93.32 m ² |
| 13 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1973番 2 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 11.33 m ² |
| 14 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1962番 5 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 31.68 m ² |
| 15 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1962番 6 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 93.55 m ² |
| 16 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1962番 7 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 48.71 m ² |
| 17 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1974番 2 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 821.53 m ² |
| 18 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1974番 3 | 宅地 | 第一長崎慈光園 敷地 | 465.05 m ² |
| 19 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1967番 2 | 宅地 | 長崎慈光園 グループホーム敷地 | 237.79 m ² |
| 20 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1967番 3 | 田 | 長崎慈光園 グループホーム敷地 | 1.20 m ² |
| 21 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1960番 2 | 畠 | 長崎慈光園 グループホーム道路 | 18.00 m ² |
| 22 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1978番 1 | 山林 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 1,639.00 m ² |
| 23 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2012番 2 | 山林 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 55.00 m ² |
| 24 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2015番 2 | 山林 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 184.00 m ² |
| 25 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2016番 | 山林 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 1,219.00 m ² |
| 26 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2017番 | 山林 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 765.00 m ² |
| 27 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1967番 1 | 田 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 704.00 m ² |
| 28 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2013番 1 | 田 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 742.00 m ² |
| 29 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1979番 1 | 畠 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 47.00 m ² |
| 30 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2014番 | 畠 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 37.00 m ² |
| 31 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2015番 1 | 畠 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 200.00 m ² |
| 32 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字西ノ田 | 2018番 | 畠 | 第三長崎慈光園 農場実習 | 1,588.00 m ² |
| 33 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1960番 4 | 雑種地 | 長崎慈光園 淨化槽敷地 | 278.00 m ² |
| 34 | 長崎県東彼杵郡川棚町小串郷字中田 | 1974番 5 | 宅地 | 長崎慈光園 駐車場敷地 | 50.65 m ² |
| 35 | 長崎県東彼杵郡川棚町百津郷字能木 | 1434番 1 | 宅地 | 長崎慈光園 グループホーム敷地 | 535.00 m ² |
| 36 | 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字倉本 | 229番 1 | 宅地 | 長崎慈光園 グループホーム敷地 | 604.76 m ² |
| 37 | 長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字倉本 | 230番 1 | 宅地 | 長崎慈光園 グループホーム敷地 | 632.46 m ² |
| | 合 計 | | | | 21,255.39 m ² |

II 建 物

| 番号 | 所在 地 | 家屋 番号 | 符 号 | 構造 | 表示 | | 棟数 | 階 | 面積 |
|----|---|--------------|-----|----------------------------|---------------------------|------------------|-----|----------|--------------------|
| 1 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1956番地1 字中田1962番地6 | 1956番 1の4 | 主 | 鉄筋コンクリート造 陸屋根二階建 | 第一長崎慈光園 第一長崎慈光園 女子棟 | 園舎 | | 一階 二階 | 1,820.11 930.67 |
| | | | 符 6 | コンクリートブロック造 陸屋根平家建 | 第一 長崎慈光園 | 洗濯室 | 1 棟 | | 44.75 |
| | | | 符 8 | コンクリートブロック造 陸屋根平家建 | 第三 長崎慈光園 | 物置 | 1 棟 | | 39.32 |
| 2 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1956番地1 | 1956番 1の5 | | 鉄骨造スレート葺 平屋建 | 第三 長崎慈光園 軽作業棟 | 訓練室 | 1 棟 | | 234.60 |
| 3 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1956番地1 | 1956番 1 | | 鉄骨造スレート葺 二階建 | 第三 長崎慈光園 窯業棟 | 職業指導 訓練場 | 1 棟 | 一階 | 885.22 |
| | | | | | | | | 二階 | 50.05 |
| 4 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1956番地1 | 1956番 1の2 | | 木造スレート葺2階建 | 第二 長崎慈光園 男子棟 | 寮舎 | 1 棟 | 一階 二階 | 36.25 33.50 |
| | | 1956番 1の6 | | 鉄骨鉄筋コンクリート造陸 屋根2階建 | | 寄宿舎 | 1 棟 | 一階 二階 | 460.74 457.48 |
| 5 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1956番地1 | 1956番 1の3 | | 軽量鉄骨造スレート葺 平屋建 | 第三 長崎慈光園 | 農場実習棟 | 1 棟 | | 104.45 |
| 6 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1974番地2 | 1974番 2 | | 鉄筋コンクリート一部鉄骨造 鉄板葺二階建 | 第一 長崎慈光園 機能回復訓練 | 機能回復 訓練棟 | 1 棟 | 一階 | 232.87 |
| | | | | | | | | 二階 | 399.36 |
| 7 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷字中田1962番地 | 1962番 3 | | 鉄筋コンクリート・コンクリート造 陸屋根2階建 | 第三 長崎慈光園 | 寮舎 (男子棟) | 1 棟 | 一階 | 388.64 |
| | | | | | | | | 二階 | 354.18 |
| 8 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1967番地2 | 1967番 2 | | コンクリートブロック造 スレート葺平屋建 | 第三 長崎慈光園 | グループホーム さわやか荘 | 1 棟 | | 93.91 |
| 9 | | | | 汚水浄化槽設備 配管、便器等含む | | | 1 式 | | |
| 10 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1967番地1－先 | 1967番 1 | | 鉄骨造スレート葺 平屋建 | 第三 長崎慈光園 | 農業倉庫 | 1 棟 | | 99.00 |
| 11 | 長崎県東彼杵郡川棚町 新谷郷 字飯盛谷135番地9 | 135番9 | | 鉄骨造スレート葺 平屋建 | 第三長崎慈光園 | グループホーム すみれ荘 | 1 棟 | | 159.32 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|--|------------------|---|-----------------------|--------------------|----------------------|----|----|----------|----------------|----------------|
| 12 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1974番地1 字中田1974番地4 字中田1979番地3 字西ノ田2011番地 字西ノ田2013番地3 | 1974 番1の 2 | 主 | 鉄筋コンクリート造セメント瓦葺平家建 | 第四長崎慈光園 あすなろ | 園舎 | 1棟 | | 2,279.91 | m ² | |
| | | | 1 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建 | 第四長崎慈光園 あすなろ | 体育館 | 1棟 | | 328.86 | m ² | |
| | | | 2 | 鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建 | 第四長崎慈光園 あすなろ | 便所 | 1棟 | | 36.54 | m ² | |
| | | | 3 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建 | 第四長崎慈光園 あすなろ | 車庫 | 1棟 | | 68.04 | m ² | |
| | | | 4 | 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板 葺平家建 | 第四長崎慈光園 あすなろ | 倉庫 | 1棟 | | 151.20 | m ² | |
| | | | | | | | | | | | |
| 13 | 長崎県東彼杵郡川棚町 小串郷 字中田1974番地1 | 1974 番1 | | 木造合金メッキ鋼板 ぶき平家建 | こども発達支援セ ンターホーフ | 園舎 | 1棟 | | 414.05 | m ² | |
| 14 | 長崎県東彼杵郡川棚町 百津郷字能木1434番1 | 1434 番1 | | 鉄骨・木造亜鉛メッキ鋼 板葺二階建 | 第三 長崎慈光園 | 1F グループホー ムいわたて壮 | 1棟 | 一階 | 122.61 | m ² | |
| | | | | | | 2F グループホ ームかわらやか荘 | | 二階 | 133.76 | m ² | |
| 15 | 長崎県東彼杵郡川棚町 石木郷字倉本229番1 | 229番 1 | | グループホーム 木造かわらぶき平屋建 | 第三 長崎慈光園 | グループホームま ろやか荘 | 1棟 | 一階 | 289.38 | m ² | |
| | | | | 合 計 | | | | | 延べ面積 | 10,648.77 | m ² |